

報道各位

聖マリアンナ医科大学に対する損害賠償請求の判決を受けて

2023年12月25日

医学部入試における女性差別対策弁護団

本日午前11時、東京地方裁判所610号法廷において、医学部入試における女性差別について、女性受験生が聖マリアンナ医科大学に対して損害賠償請求をした事件の判決が言い渡されました。

事件の概要と判決の内容について、弁護団として、次のとおり、意見を発表致します。

第1 事件の概要

1 提訴日

2020年10月14日

2 事件番号及び係属部

令和2年(ワ)第26002号

東京地方裁判所民事7部 合議2係

3 事件の概要

聖マリアンナ医科大学が平成27年度から平成30年度の医学部入試において、二次試験の調査書及び志願票の評価において、女性受験生の得点を調整し、男性受験生よりも女性受験生を不利益に取り扱いました。第三者委員会が、性別・現浪区分別に点数の集中している点数帯を整理したところ男女の点数差は、平成27年度18点、平成28年度19点、平成29年度60点、平成30年度80点でした。そして、被告に入学した者のうち83%から最大96%の者が、現浪区分の判明した第2次試験受験者についても約83%から最大96%の者が、性別・現浪区分に応じて一律に算出される点数を獲得していることが判明しました。聖マリアンナ医科大学は、女性を不利益に扱ったことを最後まで認めず、男女で点数差が生じたのは偶然の結果であると主張していました。

4 原告らについて

(1) 人数

4名

(2) 請求額

3284万9881円

(3) 受験年度

平成27年度1名、平成28年度1名、平成29年度1名、平成30年度2名

(4) 原告らの進学先

他大学医学部、他学部

- (5) 1次試験合格・2次試験受験者
2名(平成30年度)

第2 判決について

1 認容額

総額 2,855,100 円

原告1、3、4番について、一人あたり40万円。

原告2番について、2回受験したうちの1回については、繰上合格により合格の判定を受けていた可能性が相当程度あるとして、2回受験した慰謝料として140万円。

そのほか認容された損害項目は、入学検定料、交通費。

2 判決の理由について

(1) 性別を理由とした一律の不利益取り扱いについて

- ・女性であることによって受験生を差別して取り扱う属性調整(以下、「本件得点調整」という。)が行われていたことは明らかである(p16)。
- ・本件得点調整は、入試委員長ら4名の個別の行為にとどまらず、入試委員会全体が主体となって行ったものといえ、法人としての被告に不法行為責任が生じる(p17)。

(2) 原告らの権利、法的に保護された利益に関する判断について

- ・原告ら本件大学の受験生は、本件入学試験を受験したこと自体によって、同人らの同意のないままに、本件大学が行った性別による差別を受ける立場に置かれた。
- ・公平・公正が期待されるべき大学入学試験において受験生が合理性を欠く差別を受けないという利益は、憲法、教育基本法及び学校教育法等の公法上の諸規定を尊重すべき立場にある本件大学が本件入学試験を実施するにあたり受験生に対して保障すべき利益であり、個々の受験生が有する大学選択の意思決定の自由の基盤をなすものである(p18)。
- ・原告ら受験生は、本件入学試験の結果の如何にかかわらず、本件入学試験を受験したこと自体によって、上記利益を保障されず、かつ、意思決定の自由を侵害されたものであり、被告は、本件得点調整を行うことによって原告らに保障すべき利益及び意思決定の自由を侵害した(p19)。

(3) 原告らの慰謝料を認容した理由について

原告らは、意図せずして性別による差別である本件得点調整が設けられた本件入学試験を受験することになったことにより、個々の受験生が有する大学選択の意思決定の自由、及び、公平・公正が期待されるべき大学入学試験において受験生が合理性を欠く差別を受けないという利益を侵害されたものであるから、そのこと自体により相当の精神的損害を受けた。原告1、3及び4の精神的苦痛

は、一人当たり40万円とするのが相当(p19)。

原告2は、平成30年度の入学試験において、実際は不合格と判定されたものであるが、本件得点調整を受けていなければ繰上合格となった可能性が相当程度あったことによる精神的損害を総合して、140万円とするのが相当(p20)。

第3 判決を受けて原告らのコメント

【原告1】

私たち受験生は必死に勉強して受験に臨みました。その努力に性別や年齢の違いはありません。毎日が勉強でプレッシャーとの戦いでした。

今回の判決では点数操作があったことが認められ腑に落ちた反面、真にあった入試の不公平さに悲しさや憤りも感じました。

私は今後このような差別が教育機関で繰り返されないことを願います。受験生が知らぬ所で受けていた差別はとても容認できるものではなく悪であるということを、本件を通して広く認知されるきっかけになってほしいです。

これから医師を志す学生たちに平等な受験の権利が与えられるよう私は祈っています。

【原告2】

今まで戦ってくださった弁護団の皆様、ありがとうございました。

女性の人権は過去の方々によって守られてきたと思います。本件が公表されて以降、軒並み医学部進学者の女子の割合は増加しました。そこで権利を侵害された時に声をあげていくことで、さらに若い世代が守られるということを実感いたしました。謝罪もなく悔しい部分もありますが、一区切りつけて前に進んでいこうと思います。

ただ、大学が入試結果のデータを明らかにしなかったことが原因で、繰上合格の事実が認定されなかったのは非常に残念です。感謝料の額も聖マリアンナ医科大学の学費と比較すると微々たるものです。この程度で済むのであれば、今回の件で女性差別を減らすことができるというより、どのようにしたら上手く切り抜けられるか、の前例になってしまったような気がして悔しいです。

第4 弁護団の意見

本件得点調整の違法性について、「本件得点調整は、合理的理由なく、女性という性別を有する者を差別するもの」と判断しており、本件得点調整を女性差別と明確に示した点で、東京医大の事件や順天堂の事件と比較して、一歩進んだ判断であり評価できる。

一次試験の可否に関わらず、全ての女性受験生が、合理性を欠く差別を受けない利益を侵害されたと認定されている。これは、女性差別を受けたとの認定にほかならな

い。大学選択の意思決定の自由の侵害にするにとどまった東京医大や順天堂の事件の判決から一歩進んだものである。

受験感謝料の額については、東京医大20万円、順天堂大学30万円と比べて、40万円に増額となった。もっとも、女性差別を認定したうえでも、女性差別の感謝料額としてはなお不十分である。また、本件得点調整を行ったこと自体を被告が否認している点を感謝料額の認定において明確に勘案していない。

全ての女性受験生に対する差別であることが認められたことは、社会的関心が高まり、他の大学の判決も積み重なった成果であろう。この判決をひとつのきっかけとして、教育における女性差別が撤廃されることを期待している。そのために、今後も力を尽くしたい。

なお、東京医大の事件は、最高裁判所に上告受理申立中である。

※判決は、下記 URL から御覧いただけます。

<https://fairexam.net/whatsnew/633/>